

## お知らせ

資料提供先 鳥取県政記者会  
鳥取市政記者クラブ  
倉吉記者クラブ  
米子市政記者クラブ

## 『国土交通省・鳥取県・鳥取県警察が連携』

## 移動支援を行った車両を運行する事業者に対し文書にて啓発を実施します。

～「冬期の雪道走行時のタイヤチェーン装着等すべり止め措置の徹底」通知を送付～

鳥取河川国道事務所、倉吉河川国道事務所では、冬季において道路の安全で円滑な通行を確保するため除雪作業を行っていますが、すべり止めの措置を講じず立ち往生した車両により通行障害が発生すると、渋滞が生じ他の車両の通行や除雪作業の妨げとなります。特に大型車が立ち往生すると、通行障害が長時間に及ぶおそれがあることから、やむを得ず除雪車両等により移動支援を行っています。

国土交通省、鳥取県、鳥取県警察では、冬用タイヤまたはタイヤチェーンのすべり止めに効果のある措置を行わず立ち往生し、除雪車両等により移動支援を行った車両を運行する事業者に対し、連名で鳥取河川国道事務所管内で3事業所、倉吉河川国道事務所管内で1事業所へ「冬期の雪道走行時のタイヤチェーン装着等すべり止め措置の徹底について」の通知（別紙-1）を送付しました。

鳥取県では、県の道路交通法施行細則で「積雪または凍結の状態にある道路において自動車を運転するときは、全車輪にスノータイヤ（接地面の突出部が50パーセント以上摩耗していないものに限る。）を装着し、又は駆動輪にタイヤチェーンを取り付ける等自動車のすべり止めに効果のある措置を講ずること。」と規定されてます。

雪道では、冬用タイヤ又は早めのタイヤチェーン装着をお願いします。

## 問い合わせ先

	副所長（道路） 角田 真一 <small>かくた しんいち</small> 【担当：道路管理第一課長 小池 健三 <small>こいけ たけみ</small> 】
	副所長（道路） 神宮 祥司 <small>じんぐう しょうじ</small> 【担当：道路管理課長 松元 洋之 <small>まつもと ひろゆき</small> 】
	道路企画課長 山本 晃 <small>やまもと あきら</small> 【担当：課長補佐 的場 善博 <small>まつもと よしひろ</small> 】
	【担当：交通部管理官 山下 哲哉 <small>やました てつや</small> 】

別紙-1

平成 年 月 日

株式会社 ○○運送 様

冬期の雪道走行時のタイヤチェーン装着等すべり止め措置の徹底について（通知）

平成 年 月 日（ ） 時 分頃、国道○○号（鳥取県○○郡△△町○○地内）において貴社所属の貨物自動車（○○100△\*\*\*\*）が、ノーマルタイヤでチェーン未装着の状態です路上にて立ち往生し、通行障害となりまた除雪作業の妨げとなったため、除雪機械による移動支援を行いました。

つきましては、貴社所属の各車両に対して、冬期の雪道走行の時には、タイヤチェーン等すべり止め措置を講ずるとともに、気象情報及び道路情報を確認し安全運転で走行することを徹底頂くよう通知します。

なお、鳥取県道路交通法施行細則第9条の22第1項第1号において「積雪又は凍結の状態にある道路において自動車を運転するときは、全車輪にスノータイヤ（接地面の突出部が50パーセント以上摩耗していないものに限る。）を装着し、又は駆動輪にタイヤチェーンを取り付ける等自動車のすべり止めに効果のある措置を講ずること。」と規定されており、今回の事案はこれに違反するものであり、今後同様の事案を生じると罰せられる場合があることを申し添えます。

国土交通省  
○○河川国道事務所

鳥 取 県

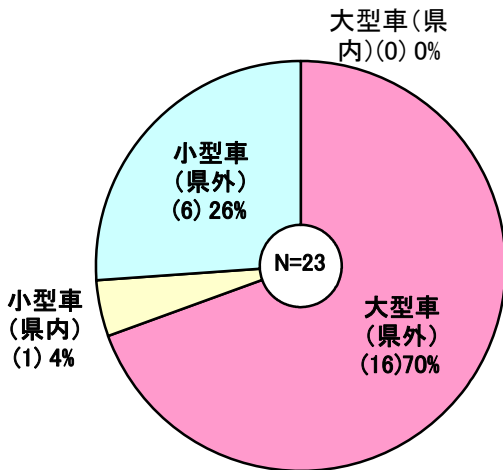
鳥取県警察本部

# ～今冬のスタック車両の状況～

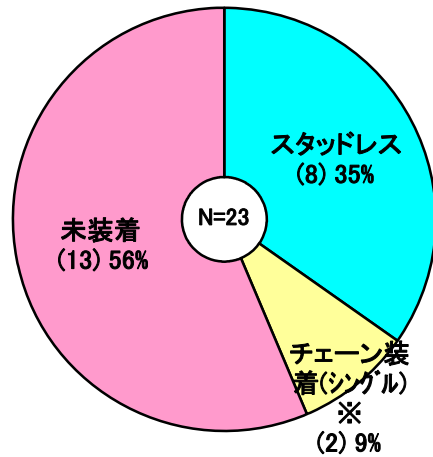
2011年12月24日～2012年1月29日  
スタック(スリップによる走行不能)による立ち往生車両の実態

**◆スタック車両の約6割が冬用タイヤ又はタイヤチェーン未装備**

①車種・ナンバーの区分



②冬用タイヤ等装着の区分



※大型車はダブルチェーンが推奨

**◆スタック発生箇所位置図**



【除雪作業を中断してのスタック車牽引】

- ・立ち往生した車両により交通障害が発生し、渋滞が生じ又は除雪作業の妨げとなる場合、緊急回避のためやむを得ず除雪車等により移動支援を実施しました。
- ・牽引した車両の事業所へはすべり止め措置の徹底通知文を送付します。

スタック車両を除雪車で牽引

